

平成20年9月8日（月）

○議長（中上良隆君）順番4、5番 中西峰雄君。

〔5番（中西峰雄君）登壇〕

○5番（中西峰雄君）それでは私の一般質問を始めさせていただきます。

まず1番目は、生活排水処理についてということでございまして、公共下水道を主といたします生活排水処理基本計画というのが、今年の3月に作成されております。この基本目標の達成の見込み、年度を切っておるんですけども、下水道の整備につきまして、23年度に供用人口3万1,490人、これは総人口の45.9%になります。最終目標年次が平成28年度になってございますけども、このときの供用人口は3万5,780人、総人口の53.2%になってございますが、この達成の見込みについてお尋ねいたします。これは要するに、できるかできないかだけで結構です。言いたいのはその次にありますから。

たとえ達成できるとしましても、最終年次の平成28年度でも1万7,335人、総人口の25.8%の方々が公共下水道の恩恵を受けることができません。市民として同じように税金、そして都市計画税を払いながら、下水道整備地域の住民が1戸当たりと言いますか、1軒当たり約300万円以上の公共投資の恩恵にあずかっております。それに対しまして、河南地域を含め、そうでない地域の住民というのは全く置き去りになっていると。しかも、よく「百年河清を俟つ」という言葉がございまして、幾ら待ってもめどのないという状態にあります。

こういう状態というのは、行政ができるだけすべての住民に公平性と、公平であることを求めていかなければならないということか

ら言いますと、大変問題であります。ですので、このことにつきまして市としてどうのご認識でおられるのか、ご質問いたします。

次に、一般的に公共下水道・流域下水道事業というのは、次、発言通告書間違ってますが、B to CではなくてB Y Cですね。B Y C、すなわち費用対効果が大変低うございます。しかも、事業期間が長期にわたるために、発現効果がなかなか出てこない。そういう事業です。

そこで、全国的に下水道整備にあわせまして、自治体の費用・施工によります浄化槽整備を進めている自治体が多数ございます。これは、既に下水道がある程度整備されて、残ったところをどうするのかという課題の中からも出てきていることかと思っておりますけども、その事業というのは、環境省の浄化槽市町村整備推進事業というものです。これは、私も知らなかったんですけども、全国的にかなりやられてます。

この事業の内容は、要するに市が直営でやると。直営で個人のお宅に浄化槽を設置すると。設置したやつも、その持ち物は市の持ち物です。その管理も全部市がやります。住民からは何をいただくかと言いますと、下水道使用と同じ使用料金をいただきます。というものです。

この事業費なんですけど、大変魅力的です。事業費の3分の1が国庫補助で、受益者負担が1割です。残りは100%起債、つまり借金させていただきます。その借金のうちの元利返済分の50%が、交付税算入措置としてまた戻されてきます。ですので、財政的に言いますと大変市の負担が軽く、魅力のある事業であると言えます。

近くの富田林市がこれをやっておられます。PFIでやられているということで紹介させていただきます。事業に要する費用なんですけれども、5人槽で約72万円弱、7人槽で80万円弱、そのうち1割の7万2,000円、8万円が設置されたお宅の負担です。ですから、うちの公共下水道の接続料よりも安い。うちは15万円ですからね。だから、富田林市のその地域の方は、この7万2,000円と8万円で浄化槽を設置してもらえるとということです、市の金で。

市の負担はと言いますと、住民負担を引きますから1軒当たり65万円から72万円、5人槽ですと65万円、7人槽ですと72万円と。これ、むちゃくちゃ軽いです。下水道は約300万円かかります。農業集落排水になりますと、1戸当たりの市の負担は700万円かかっています。比較にならないくらい安い。また、この事業、18年の1月から始めておられて、今年、2年半ぐらいいんですけれども、進捗率が70%。うちの下水と比べて比べ物になりませんぐらいすぐれています。

こういうことがやられていまして、私も不覚ながら、つい最近になるまで知らなかったんですけれども、知れば知るほど嫌になるといいますかね。何でこういう事業がありながら、うちの生活排水処理計画は、これが入ってないかなど。これを使いますと、生活排水処理のための整備費用と期間というものを大幅に圧縮して、しかも住民の公平ということが保てるものだと思います。ですから、この事業を取り入れて、今の生活排水処理、下水道整備計画も含めまして、大きく計画の見直しをすることを提言したいと思います。

その次に、浄化槽についてなんですけれども、高度処理浄化槽というものがございます。合併浄化槽には若干偏見もあるんですけれども、基本的には公共下水道と同等の水質にまで浄

化されます。しかしながら、下水道、公共下水もそうですし、この合併浄化槽もそうなんですけれども、残念ながら窒素と磷はあまり除去されません。特に磷についてはほとんど除去されません。

下水はかつらぎの終末処理場から直接紀の川に放流されておりますので、皆さんお気づきにならないんですけれども、合併浄化槽は用水路、ため池等に排出されるため、そこが富栄養化いたしまして、藻類が繁茂するという事態が発生しています。

この問題に対処して、そして良好な水環境の保全に役立つ高度処理浄化槽というものが出てきております。従来製品と比べましてBODが約半分、窒素も磷も約3分の1まで低減できるというすぐれものです。ここまで来ますと、下水で処理するよりもこっちで処理するほうがきれいになります。そういう製品がもう出てきているということです。この欠点というのが、従来品と比べても当然高価であること、一点。

もう一つは、今、合併浄化槽はかなり小型化が進んできているんですけれども、それと比べると若干サイズが大きい。この浄化槽なんですけれども、茨城県の霞ヶ浦、これは全国でワースト1になったことがあるんですけれども、ワースト1か2かちょっと忘れちゃったけれども、まあそれぐらい汚い止水池なんですけれども、この流域の市町村は、この高度処理浄化槽しか設置できないように、茨城県の県条例で決められております。

また、千葉県の市川市、東京から結構近いんですけれども、高度処理浄化槽にしか補助金を出しません。これは要綱でそういうふう決めております。その他、上乗せ補助をしている自治体も幾つかありまして、千葉県の多くの市、東京都青梅市、静岡県浜松市、これは一部です。愛知県安城市、愛知県碧南市、三

重県の志摩市、岐阜県的美濃加茂市、熊本市、鹿児島県の指宿市、これも一部ですけどね。あるいは県としてやっておられるのは、神奈川県、埼玉県、広島県、兵庫県などとなっております。これは、私の調べた範囲ですので、まだまだあるかもしれません。

私は、将来的にはこの高度処理型というものは一般化していくべきであるし、また、恐らくそうなるであろうと考えて、以下、提言いたしたいと思います。

それと、恐らくそうなるであろうということは、先ほどの千葉県なんですけども、千葉県の多くの市はこの高度処理浄化槽になっていくというか、のですよね、市川市が高度処理型にしか補助金を出さないようにした理由というのは、千葉県がもう来年から、この高度処理型にしか補助金を出さないという基本的な方針を出されておるそうです。で、こういうかたが出てきている。

それと、高度処理浄化槽がなぜそういうふうになってきたかという、今までは1社しかなかったんです。パテントがありまして、1社しかなかった。それが、今年ぐらいになってきますと、20社ぐらいが高度処理型浄化槽というものを製造するようになってきてます。それで価格競争も起こってくるだろうということで、千葉県は来年からそういうふうに着み切る予定であるというふう聞いております。

こういうものがありまして、下水道の普及率が極めて低くて、また、地形的な特質から言いましても整備に多額の費用を要する和歌山県、これ、周回遅れの下水道整備をやっていっておるんですけども、周回遅れには周回遅れなりのメリットがある。こういう新しい浄化槽も出てきているよということですね。県の下水道整備計画を大きく見直して、下水道整備、これもあわせてなんですけども、こ

れも見直しもする中で、この上乗せ補助等、高度処理浄化槽による生活排水処理の整備を進めて、良好な水環境の保全に努めるように、県に対して市として求めていっていただきたいと思います。

これは要望なんですけども、答えていただきたい。そして、紀の水質改善のためにも、浄化槽による水質の改善を進めるように、県のほうに普及促進の指導的な役割を果たすように求めていっていただきたいということでございます。そして、最後に、市条例または要綱で、高度処理浄化槽にしか補助を出さないようにしてはいかかということでございます。

1点目は以上です。

次、2番目の問題にいきます。これはジェネリック医薬品について、後発医薬品についてということでございますけども、3月議会の補正予算審議の中で、私は、後発医薬品、ジェネリック医薬品についての使用促進の提言をさせていただきました。その後、担当部課、部長、課長らが医師会の会長、それから薬剤師の会長に協力をお願いに行かれたことも聞いておりますし、そして、市長も、あのときは何のことやと言うておられたんですけども、よく勉強されまして、医師会の会合でもお願いをされたということは聞いております。しかし、それ以上のことは聞いてないんですね。果たしてそれで本気で取り組んだと言えるのですかということです。それだけでは、後発医薬品の使用というのは進まないんじゃないですかと。そこで、以下、質問をいたします。

質問と言いますか、提言というか、質問、提言なんですけども、一つは、担当者を決めて、人も金も使うこと。企業でも、何かをしようとするれば、人も金もかかってやっています。行政も一緒じゃないでしょうかと。

市職員への啓発。市職員にこのジェネリック医薬品というものをご理解いただいて、その使用を、できるだけ使っていただくようお願いすると。そしてまた、市広報、ホームページ、公共施設、市内診療所等、あるいは薬局等でのポスターの掲示による啓発。そして、老人会等の会合、健康広場・まっせなどのイベント等あらゆる機会をとらえての啓発。児童生徒への啓発。それから、国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者に啓発パンフレットとか、ジェネリック医薬品を使ってくださいという、こういうカードがあるんですが、こういうカードを配布するとかですね。そして、個別の診療所、病院の医師への聞き取りと協力要請。私はこういうのは大事やと思いますね。そして、問診表というのは、初診のときに書くんですけども、各お医者さんに行ったときに書く問診表の中に、ジェネリック医薬品の処方を求めるか求めないかの項目を入れていただくようお願いすること。そして、市内薬局での聞き取り。

そして、ここはつい最近、8月の14日前後に新聞、毎日新聞と公明新聞に出てるんですけども、東京電力の健保組合は、ジェネリック医薬品に替えたら、効能は同じで薬代が何円下がりますよという具体的な金額を示した文書を、被保険者に郵送で出しています。これは、忘れました。ちょっとごめんなさい。東京電力がこれを出すために、コンピュータシステムを変えてるんですけども、約135万円でシステムを変えまして、これをやっています。同じようなことは、広島県の呉市が今年からやっています。呉市の場合、同じようにソフト改修等、約4,800万円ほどのお金をかけてソフトの改修をして、同じようなことをやっています。

私が思いますのは、同様のシステムはできないでしょうか。このシステムは、じゃあ

どこがするんですかというのと、今は国保連合会というところでレセプトの審査をやっています。そこのシステムを変えるのか、市のシステムを変えるのか知りませんが、同じようなシステムというのは、そんなに大きな金をかけなくてもできるんじゃないかなという、これはあくまでも予測の範囲なので、そのところをお尋ねしたいというふうに思います。

そして、毎月一定人数の被保険者にそういった文章を送付する。例えば、高脂血症であったり、高血圧、糖尿病等の患者をピックアップして、実際にこの後発医薬品に替えたときに、あなたのお薬代はこれだけ下がりますよという、10人でも20人でもいいと思うんですけども、やっていくと。

本当に、本気でやる気があれば、何ぼでも幾らでもやることがあると思うんです。これも、前にも言いましたけども、国の医療費が約33兆円かかっています。7兆円が薬代です。これが今、国がこの後発医薬品の使用量を3割まで高めようというふうに言うておるわけですね。国策でもあるわけなので、これをぜひやっていただきたいなと思いますので、質問といたします。

3点目、入札制度、特に市内業者の定義についてでございます。1億5,000万円未満の工事の入札業者は、市内業者育成という観点から原則市内業者に限っております。ところが昨今、市外業者が市内に子会社を設けて、市内業者として入札に参加する例が増えてきました。外形的には確かに市内業者ですけれども、実質的には市外業者の支配下にありまして、最終的な利益は市外業者の懐に入っていくというものであります。これは、市内業者育成の趣旨に反するのではないのでしょうかという質問です。

また、市内業者も市内業者で、純粹の市内

業者もおるんですけども、しにせと言いますか、そういうのもあるんですけども、そこが市内業者優先で発注しておるのに、自分とったときは市内で資材買えるのに、わざわざほかの市の業者から資材買うとる業者があるんですね。これも、ほんまにその趣旨わかっとるんかいと。何のためにあんたら市内優先して入札入れとるのと。それやったら入札、市内業者優先する必要ないやんと私、言いたいですよ。

私が言いたいのは、市内業者であるかどうかというのは、単なる外形だけではなくて、実質的な支配権、株主構成、役員構成も考慮に入れて判断されるべきじゃないんでしょうかということですよ。

これ、質問して、ちょっと私、誤解受けたりいけませんので言うておきますけど、私は、国の地方財政法は、この入札について市内業者優先ということを許しているのに賛成していません。私はあくまでも自由主義経済論者でありまして、本来は、建設土木業につきましても、もっと市場を開放していくべきだろうと思います。この本当に鎖国状態の、各市町村で鎖国している、県で鎖国している、こういう状態が日本の建設土木業の成長を妨げてきたし、そしてまた、いろんな政治的な問題も生んできているというふうに思いますので、私の基本的なスタンスは、この地方財政法が許している地方業者限定というのを、何らかの形で解消していくべきであるというのが私の姿勢ですけども、現実に鎖国状態にある中で、橋本市だけが外資と言ってはあれですけども、市外業者の参入を許しているということでは、市内業者がたまったものじゃないと思いますので、その辺の考え方をお尋ねいたしたいと思います。

壇上からの質問はこれで終わります。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君の一

般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）中西峰雄議員の質問に対して、お答えを申し上げたいと思います。

さきの3月議会でのご質問がございました。運用次第では国保税が6,000万円ほど軽減できるのではないかということが、今でも記憶に残っておるわけでありまして。そうした意味でジェネリック医薬品、一般には通称後発医薬品ということでございますが、私から答弁をさせていただきます。

特に、高騰する医療費により、国民健康保険・後期高齢者医療保険等の財政は大変厳しい状態にございます。医療費削減に向けて対策を講じていかなければなりません。ご指摘のとおり、薬価の低いジェネリック医薬品を処方すれば、医薬品が削減されるため、国保等医療保険財政の改善につながり、また、被保険者の自己負担が軽減されることとなります。

しかし一方、一部の医師や薬剤師の中には、先発医薬品とジェネリック医薬品に違いがあるという考え方を持っていることなどの情報もございまして、市としては、医師と薬剤師の全面的な理解と協力が必要であることから、今後も国、県、上部機関に対し、ジェネリック医薬品使用促進のための施策をさらに充実しながら、要望してまいりたいと考えております。

被保険者が希望し、処方せんに医師の署名がなければ、ジェネリック医薬品に変更可能となることについては、保険者は周知する義務がございました。ジェネリック医薬品に関する知識の普及を図るため、広報への掲載、あるいは国民健康保険から発送する郵便物へのチラシの同封、あるいは市国保受付窓口でチラシの配布、ポスター等の掲示などにより啓

発を行いながら、普及を保険年金課の現体制で図ってまいりたいと考えております。

また、ジェネリック医薬品に関しての、被保険者あて通知等のシステム化は、レセプトの電子化の状況を見ながら検討していくとともに、本取り組みの先進地の状況をもあわせ調査してまいりたいと考えております。

なお、残余の件につきましては、担当参与にお答えをいたさせます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、続きまして入札制度、特に市内業者の定義について、お答えをさせていただきます。

現在、本市におきましては、1億5,000万円未満の土木一式工事、建築一式工事等につきましては、工事希望型競争入札により実施いたしておりますが、その参加資格は市内格付業者となっております。

市内格付業者の定義といたしましては、橋本市建設工事請負業者等級別格付要綱におきまして、「市内に本店の所在地（法人にあっては、商業登記簿に記載された本店の所在地）及び営業の拠点として事務所を有し、かつ、建設業の許可の主たる営業所の所在地を有していること。」といたしております。

工事希望型競争入札は、議員おただしのよう、市内業者の育成という観点とともに、市内格付業者のみの入札においても、十分な競争性があるという前提のもとに実施しておりますことから、資材調達等に関して規制を設けること、また、現在の市内格付業者の定義にさらに条件を加えることは、ともに競争性の確保という観点からは後退するものと考えますので、今のところ、この点を見直す予定はございませんので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）市民部長。

〔市民部長（岸田茂利君）登壇〕

○市民部長（岸田茂利君）窒素及び磷の除去能力を要する高度処理型合併浄化槽の設置促進についてお答えいたします。

現在、本市では国及び県の補助金の交付要綱に基づきまして、合併浄化槽設置者に対し、各人槽に応じて補助金を交付しています。財源は、国、県の3分の2の補助金と、市費3分の1で、19年度決算では991万6,000円の補助を行っております。

高度処理型合併浄化槽は、閉鎖性水域における生活排水による富栄養化防止対策に効果的であります。国におきましては、高度処理型合併浄化槽設置の補助制度がありますが、議員ご指摘のとおり、従来の合併浄化槽に比べて高価であるため、高度処理型合併浄化槽に限定いたしますと、設置者に設備費用の負担増を強いることとなります。

特に、現在、県では交付要綱の見直しを検討されておきまして、市町村や浄化槽設置者に対し、厳しい見直しと聞いておりますので、県の動向を見ながら今後の検討課題とさせていただきます。ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

〔上下水道部長（上田敬二君）登壇〕

○上下水道部長（上田敬二君）中西峰雄議員の質問にお答えいたします。

平成20年3月に策定いたしました、生活排水処理基本計画における基本目標の達成見込みにつきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、国道371号バイパスの整備進捗にあわせた事業展開による光陽台、紀見ヶ丘、みゆき台、さつき台等の開発団地の接続及び認可区域内の整備に加え、既整備地区における未接続者への啓発等を鋭意実施することや、現状並みの事業予算の確保により、目標達成は可能と考えております。

次に、公平性確保についてであります、基本目標を達成いたしましても、議員おただしのように、約1万7,300人の市民が汚水処理施設の恩恵を受けられない状況であります。ご存じのとおり、公共下水道整備は多額の経費と長期の事業期間を要する事業であります、加えて近年の厳しい財政状況により、早期整備要望があっても、整備に着手するまで長時間を要するなど、結果として、市民の皆さまに不公平感を与えることになっております。これを改善するため、コスト、スピードを重視した有効で効率的な整備手法の検討が、最も重要な課題であると認識いたしております。

ご提言の浄化槽市町村整備推進事業は、これまでの個人設置型でなく、市が事業主体となり、各家庭に浄化槽を設置し、下水道同様のスタイルで整備、維持管理を行うものであり、個別といえども市自ら整備が可能です。特に、今後の整備対象となる宅地が散在しているような地域では、集合処理整備に係る不効率な管渠費等も不要であるうえ、事業期間も大幅に短縮できるなど、住民への受益性の向上と水質保全、事業費の削減などの効果が期待できるものと思います。

しかしながら本市におきましては、今日まで紀の川流域関連公共下水道事業として取り組んできた経緯から、整理すべき課題も多く、また、県はじめ関係機関との調整が必要となってくるなど、幾つかの課題を解決していかなければなりません。

現在、和歌山県では少子高齢化等社会情勢の変化により、和歌山県全域域汚水適正処理構想の見直しを進めています。この見直しの中で、本市の公共下水道の整備区域につきましても、見直し検討を進めることとなりますので、ご提言の整備手法も視野に入れながら、全市民が公平に、できるだけ早く汚水処理施

設の恩恵が受けられるような整備手法について、先進事例の調査検討を行ってまいりますので、ご理解のほどをよろしく願います。

次に、紀の川の水質改善のための研究会の立ち上げにつきましては、類似組織として、紀の川水質汚濁防止連絡協議会があります。協議会には国土交通省近畿整備局や農林水産省近畿農政局、和歌山県、奈良県及び吉野川・紀の川流域の関係市町村など20団体が参加しております。

この協議会は、紀の川水系の水質保全のため、水系の河川や水路などについて水質調査を行い、その実態把握とその汚濁の機構を明らかにしたうえで、必要な汚濁防止や水質管理の方法等について検討し、実効を上げることを目的としております。

本市におきましても、この協議会に建設、市民、上下水道の3部門が連携して参加しており、緊急時の措置に関する連絡、通報体制の確立や水質汚濁防止法に基づく水質測定計画の連絡や調整、水質保全に係る事業のうち、下水道事業促進のための連絡調整、河川愛護活動や清掃活動、紀の川水系の水質把握等の活動を行っています。

特に水質把握活動につきましては、奈良県水道局と和歌山市が水質検査を担当、現在20カ所程度で水質検査を継続的に行っており、その結果をかび臭調査検討会議に諮った上で、必要な対策を講じることにしております。

以上、よろしく願います。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君、再質問ありますか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）時間が全然足らんとおもうんですけども、できるだけ簡潔に聞いていきたいと思っております。

まず、生活排水処理についてですけども、

ここでちょっとだけ紹介します。これは環境省が出している、生活排水施設整備策定マニュアルというところの抜粋ですけども、ちょっとゆっくり読みます。「下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽の処理方法の中から、適切な選択がより一層迫られている。合併浄化槽は、今後の生活排水処理施設の整備対象である中小市町村において、特に有効な施設であり、生活排水対策の重要な柱として、一層積極的な整備区域の設定を行い、計画的に整備推進を図っていくことが重要である。」次のことは、私は大変言い得て妙と言いますか、大事だと思うんですけども、「合併浄化槽の整備対象地域が、下水道等の集合処理以外の地域を対象とするといったような消極的な位置付けとならぬよう、生活排水処理施設整備の計画を検討されたい。」と、こうなっております。私が言いたいのはこれです。

私の質問の始まる前に、こういうメモというレジュメみたいなのを、皆さんの上に配らせていただいています。あらあらとしたレジュメですので正確とは言えませんが、大ざっぱな数字は読めると思います。いかに公共下水というものが高くつくか。これを見ていただいたら一目瞭然です。

農業集落排水事業、これ、ちょっと下中、上中抜けてますけども、この事業費が37億8,000万円かかっています。これの実質的な市負担が15億円です。15億5,000万円かかっています。これを私の今提言させていただいた事業でやりますと、市の直営でしますと37億8,000万円から4億円強で済みます。市の負担は1億1,000万円ほど。ざっと実質の市の負担で言っても15億円。これ、何戸あるかという548戸ですわ。本市の農業集落排水事業で生活排水処理できてるのが548軒です。この整備するのに37億8,000万円使うとるんですよ。この私の提言させていただいた事業でしたら4

億3,800万円で済むと。市の負担は14分の1で済む。

それと、この四百、知れば知るほど嫌になってくるんですよ。何でこれを農業集落排水事業でしたのかなと思います。この548軒するのに1軒当たり700万円の投資。この1軒当たりの実質の市の負担でも、これ、300万円を超えますよ。起債の償還の利子が入ってませんからね。できるだけ公平でなければならぬ行政、あるいはできるだけ最小の経費で最大の効果をという、財政法の基本から言っても、とんでもない事業をしてしまったというのが、私の今の知ってしまった怒りです。当時の責任者出て来いと、今言いたい気分です。

それで、この農業集落排水事業のこれだけのお金があったら何ができるか。先ほど、排出処理計画の最終年度に二十五、六%の住民がまだ残ると言いましたよね。この住民のところにも全部浄化槽を入れられます。この548軒の費用で全部入れられます。今さら言うても仕方ないけども。下水道でもし比較したとしたら、下水道ですと、今、橋本市の事業費が305億5,000万円。仮に浄化槽でしたとしたら77億6,000万円。これも、実質の市負担は100億円です。下水はね。

こんなことがありますやん。全部この浄化槽でいけることはないんですけども、仮に、仮定としての話をすれば、市の負担はその5分の1、20億円です。100億と20億です。これぐらいの、まあ、どう言うたらええんですか、下水道事業というのは、費用対効果が悪い事業なんですね。だから、この下水道整備計画と、排水処理事業計画を大幅に見直して、下水も必要です。これはなしとはいきません。いきませんが、大幅に見直して、しかも住民の公平ということも考える中で、例えば、単純な話をすると、下水の面整備する金をこ



の事業に回したら、5倍事業できるというてる。下水地域で100軒整備することを思ったら、この浄化槽整備でやったら500軒整備できるということです。単純な話ですよ。大つかみの話ですとね。だから、大きく見直す気はありませんかということで、まあまあ、よう研究してくださいということで、これは要望にしておきます。もう聞いても仕方ないんでね。そうでしょう。

ただ、言いたいのは、下水だけやないよと。しかも、県にも言うてほしいのは、県は特に下水が遅れているということでやり始めました。そやけども、生活排水処理というのは下水がメインという考え方はもう捨てるべき時代になっているんじゃないでしょうか。下水も、この浄化槽も、同じぐらいの価値のある選択の手法であると、それぐらいの認識の訂正はしていただくように、県に十分に求めていっていただきたいなと思います。こんなに私、このペーパー出したやつで、下水を全部これでやったらというて、こんなんでできるはずないので、それはあくまでも仮の話ですね。

それと、ジェネリック医薬品の件ですけども、あくまでもこのジェネリック医薬品につきましては、お医者さんと患者さんで決める話です。ですから、市はあくまでも、どう言ったらいいんですかね、触媒みたいな役割しか果たせない。でも、触媒で大きな化学反応が起こることも、起こるんですね。そういう役割を期待したいということです。

これは、もういっぺん確認しておきますけど、今、市の老人保健と国保、老人保健は去年まであったので去年の決算で見ました。そうすると医療費が113億円。そのうちの医薬品のお金が約25億円弱あります。これは計算上ですよ。それを、このジェネリック医薬品に替えたとしたら1億7,000万円以上の住民負

担、そして市の負担が減っていくんです。国の言うてる30%で。アメリカとかヨーロッパの50%までいったら2億円超えます。それぐらいの削減効果があることなので、私が言いたいの、まず、これは3月に質問させていただいて、市長もよう勉強していただいたというのは聞いてます。聞いてますけども、この間、私が担当部長に言うまでポスター一つ張ってなかったんですよ。そんなんではあかんでしょうと。何ぼなんでもそんなんで、触媒にもならんやろうと。

言いたいことは、システムの改修、これは国保連合会と十分に検討して、民間の企業で、これ、もう10社以上導入しておるんですよ。ジェネリック医薬品に替えたなら、あなたの薬代何ぼ減りますよという通知を出すやつね。今、呉市もやり始めました。このシステム改修をできるだけ早急にできるように努力していただきたいというのが一つ。

もう一点は、それまでにすることある。何かと言うたら、もうほんまに足で稼ぐ情報。まず、お医者さんのところへ行く。それから薬局へ行く。かなりの情報は集まってきます。私もちょっと聞いたら、かなり集まってきました。例えば、私が聞き取りした範囲によりますと、市内のある病院です。春先まではジェネリック不可のお医者さんの判こは押してなかった。最近ほぼ100%押してます。これは要するに、大手メーカーさんの影響なり何なりの販促活動の成果だろうと思います。そういうのを聞き取りすればわかるんです。足で歩いて情報を仕入れたら。

そう言うて例えば、これ、後でまた言いますけども、どこの病院かね。かなりこの近くの病院ですよ。患者さんもようけおります。そこの患者さんをねらい撃ちにして、この薬価の差益をお知らせしているんですよ。そういう知恵と足とでできる営業活動、営業活動

と言ったら怒られるな。使用促進活動というのは何ぼでもある。何ぼでもあるので、人を増やすのか今の担当者で決めるのか知らんけど、とにかくこの何千万円、全体で1億7,000万円以上の費用は減っていくことなので、人も金も使うようにしていただけるんですねということです。これ、お聞きします。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）中西峰雄議員の再質問にお答えしたいと思います。

ご指摘のとおり、市としての啓発が非常にぬるいということ、受けとめざるをえないということ、認識をいたしておるところでございます。方法、手法は先ほど話ありましたように、いかなる方法、たくさんあると思うんです。それについて反省をしながら、ひとつ体制をある程度強化していかなければならない。どんな陣容が要っていくのか、そこらもちょっと預らせていただきたいと思うわけであります。

しかし、昨日、一昨日も敬老会に、私、3カ所行ってきました。そうしてもう、話の焦点はジェネリック医薬品です。後期高齢者医療制度、私も気に入らんやと。どちらかと言うと。これはもう制度やから仕方ない。ですが、高齢の皆さんが、とにかく余計なもののような扱いを受けると。しかし、どちらかと言うと薬漬けの人も相当多いんじゃないかと。そういうこともいろいろ申し上げてジェネリックに入って行くわけです。

これはパテントの問題から細かく全部、納得するまで説明させてもらいました。さて、手挙げてよということで、ジェネリック医薬品、知ってますかと言ったら、だいたい3割程度ですね。中には手帳に書いて、ジェネリックと敬老の人ら書いてましたけども、そのうちで、お医者さんや薬局でどちらにします

かと聞いてくれる人、どれぐらいおりますかと言うと、3割のうちの中の1割ぐらいですね。非常に低調であるわけでございます。

そんなことで、今後、これについては終わらせてもらいますけども、非常にご質問のことは謙虚に受けとめて、ひとつこれからも可能な限り啓発活動を市職員、担当課だけやなしに、幅広くやはり全庁的にも関心を持ってやるように、私のほうから督励をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）一生懸命やってほしいですね。責任者と担当者をちゃんと決めて、こんなコンピュータのシステムを替えてほしいのがありますけど、やっぱり市長、ほんまにお医者さんのところへ行って聞き取りする、それから薬局へ行って聞き取りする。これがものすごいええ情報入ってきますわ。どこのお医者さんがジェネリック不可の判こを押しておるか、皆わかります。それに対してまた対応もしようもあるということなので、これは手間も暇もかかりますので、その分はやっぱりちゃんと人を、できる人を、人をもってできない人はあきませんけども、できる人を配置してくださいよということです。これは要望です。

私、質問する時間ないな。持って行き方が悪いんですけども。もう一つありましたね、質問。何かと言いますと、入札の市内業者の定義についてです。

おっしゃることもわかります。わかるんですけども、それやったら、もうどない言うたらええんかな、要するに、形は市内業者の優先と言うとるけども、実質的には違うやん。じゃあ、大手の流通業者が市内におりますけど、それ、市内業者ですか。違うでしょう。

本当にその市内に来ている外人、外人と言

うと怒られますね、市外に本社のある会社なんですけども、そこがそことして資本の蓄積もし、そして営業の拡大もしていくということであればいいと思うんですけども、実際はそうはいかんです。この業界というのは、会社というも個人商店とそんなに変わらるところが多い。個人の持ちものところが多い。となってくると、市内で稼いだ金は、その市外の業者の懐の中に最終的には還流していく。しかも、その市外の業者のおるまちは、橋本市の業者が幾ら営業に行っても入れるような体制にはなっていないと思うんですね。

こんな一方的な、不平等条約みたいな状態の中で、市内業者の定義を今のままでいいのかなというふうに私は考えておりますので、競争性を阻害するというの、わかりますけども、やはり十分に検討していく必要があると私は思います。難しいですけどね。ですので、見直す気はないと簡単に片付けられましたけども、そんなんで済む問題なんですか、部長。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）私のほうも、非常に難しい質問をいただいているというふうに、先ほどから感じております。

市内業者、競争性ということなんですけれども、私どもとしましては、市内業者といえども、競争性を確保した中での入札方式をやらせていただいておりますので、受注された業者につきましては、当然、契約等の方針、契約条項には一切入れてはおりませんし、しておるわけですけども、そこらあたりは市内業者の方々でも、やはり俗に言います地産地消というんでしょうか、そういった部分でも、やはり極力地域の活性化は地域の業者でというようなことも考えていただければなとは思いますが、ご答弁になりませんけれども、行政としては、それ以上市内でという話にはなりづらいのではないかとこのように

考えておりますので、非常に難しいご質問で、ちょっとご答弁になっておりませんが、とりあえずご理解を賜りたいと思います。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）市内業者優先はわからんこともないというか、私、基本的には先ほどから言うておるように開放論者なんですよね。現実にはほかのまちが鎖国しとるのに、何でうちだけ市場開放するんですかということですよ。おかしいでしょうと。それやったら、その業者のおるまちは、同じように橋本市と同じぐらい市場開放していただけるようお願いできるんですか。できないでしょう。

だから、それと、企業というのは外形じゃないんですよ。本店がどこにある、事業所がどこにあるじゃない。最終的にその支配権がどこにあるか、だれが持っておるかというのは大事なんです。それから言うて、ただ単に市内に本店がある、それだけで市内業者という認定というのは、形式主義も甚だしいとしか言えない。

だから、今、日本の企業の中でも連結決算になっていってるのはそういうことでしょう。実質的な支配権がどこにあるのかということでしょう。だから、市もぜひ、この市内業者の選定の中ではこういうふうなことも十分調査して、配慮して、市内業者の定義付けをしていくべきじゃないんでしょうかと言うとることが、私の言うておることがそんなに無理なことを言うておるんでしょうか。もう何べんも押し問答になりますけどもね。私は、これはぜひ検討していく必要があると思いますよ。

もういっぺん答弁お願いします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）質問の趣旨というのは十分、私、担当部長としては理解をさせていただいておるところでございます。

ただ、まず一点、他のまちは鎖国しとるで

(午後 2 時16分 休憩)

はないかという話なんですけど、それは議員もご存じだと思いますが、当然、他府県の営業なされる場合には、大臣認可、経営審査の申請をお願いしたいし、県内でということであれば県知事というふうになるわけでございます。今は、繰り返しのご答弁になりますけれども、経営審査、経営規模等の評価申請書につきましては、主たる営業所の所在地というところは書類様式には明記されておりまして、私どもはその主たる営業所の住所をもって、橋本市内であれば市内業者という定義をさせていただいてございますので、形式主義は甚だしいという話、十分その部分ではわかるところもあるんですけれども、今後、極端にそういう、何て言いましょうか、非常に答弁のほうに難しゅうございまして、うちのほうから繰り返しになりますけれども、市内で極力、市内業者で原材料を調達という話は、行政からは言えないのではないかと考えております。

ただ、ご答弁にならないと思いますけども、やはり市内の業者に入札、限定して競争性をさせていただいておりますので、市内の土建業者なり、建築業者だけが栄えて、他の営業なさっている方々が衰退していくというようなことも、非常に問題もあろうかというふうには認識してございます。

ですから、建設行政部分のみでの対応は、非常に限界はあるかと思っておりますけれども、市内の商工業界の活性化ということの中では、別の担当部局もございまして、そこの今後の連携というものは必要になるかと思っておりますので、その努力はさせていただきたいと思っております。

直接のご答弁にならないかと思っておりますけども、よろしくご理解をお願いします。

○議長(中上良隆君) これをもって、5番 中西峰雄君の一般質問は終わりました。

この際、2時30分まで休憩いたします。